〇 主文

被告が昭和三九年一〇月二四日付でした原告の昭和三八年度分総所得金額を金五八五、五〇二円とする更正処分のうち、金五四三、二七一二円を超える部分、ならびに過少申告加算税金九〇〇円の賦課決定処分のうち右金五四三、二七三円を超える部分に対応する部分は、いずれもこれを取消す。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用はこれを四分しその三を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。 〇 事実

第一・当事者の求める裁判

ー 原告の申立

被告が昭和三九年一〇月二四日付でした原告の昭和三八年度分総所得金額を金五八五、五〇二円とする更正処分のうち、金四三二、五〇〇円を超える部分、ならびに過少申告加算税金九〇〇円の賦課決定処分はいずれもこれを取消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

ニー被告の申立

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

- 1 原告は、肩書地において豆腐製造販売業を営んでいる者であるが、昭和三八年度分所得税について、昭和三九年三月一二日、被告に対し総所得金額を金四三二、五〇〇円とする確定申告をしたところ、被告は、昭和三九年一〇月二四日付で右総所得金額を金五八五、五〇二円とする旨の更正並びに過少申告加算税金九〇〇円の賦課決定の各処分(以下本件処分という)をし、そのころ原告に通知した。 2 原告はこれを不服として昭和三九年一一月一六日被告に対し異議の申立をしたところ、昭和四〇年二月一三日被告はこれを棄却する旨の決定をし、そのころこれを原告に通知した。
- 3 そこで原告は昭和四〇年三月九日大阪国税局長に対し審査請求をしたところ、同局長は昭和四一年三月一四日これを棄却する裁決をし、原告にその旨通知した。 4 しかし、被告がした本件処分には次の違法があるからこれが取消を求める。
- (一) 原告は、大阪市住吉区内の零細商工業者がその生活と営業を守るために組織する住吉商工連合会の会員であるところ、被告の本件処分は右連合会の組織破壊を目的とし単にそのための手段としてなされたいわゆる「他事考慮」に基づく処分であつて、本来の行政目的を逸脱した違法な処分であるから無効である。
- (二) 原告の昭和三八年度分の総所得金額は確定申告のとおりであつて、被告が した本件処分には原告の所得を過大に認定した違法がある。

二 請求原因に対する被告の答弁

請求原因第1ないし第3項を認めるが第4項を争う。

三 被告の主張(処分の適法性)

1 (いわゆる「他事考慮」の主張に対して)

本件処分は、租税行政の本来の目的の一つである過少申告の是正を目的としてなされたものであるから、何ら他事考慮に基ずくものではなく、原告の主張は理由がない。

2 (原告の所得金額)

原告の昭和三八年度分所得税の確定申告書には、所得金額算定の基礎となる収入金額等の記載がなく、かつ被告の調査に際しても、原告は、所得金額の計算の基礎となる事実に記載した帳簿類等を提示せず、わずかに一部の領収書を提示したのみであつたため、被告としては実額により所得金額を計算することができなかつた。そこで、被告は原告の申立および被告の調査の結果に基ずいて所得金額を推計計算したところ、原告の確定申告額と相違したので本件処分をしたのであるが、その後さらに検討したところ、原告の所得金額は次のとおり、金六一九、〇九三円であるから、右所得金額の範囲内で、金五八五、五〇二円の所得があるとしてなされた本件処分には違法がない。

- (1) 収入金額 二、二八二、八八七円
- (2) 必要経費 一、五一六、二九四円
- (3) 専従者控除額 一四七、五〇〇円
- (4) 差引所得金額((1)-(2)-(3))六一九、〇九三円
- 3 被告の調査によれば右のうち原告の収入金額と必要経費は次のとおりである。

```
(一) 収入金額二、二八二、八八七円
原告の取扱つている各製品別の売上高は左記(1)ないし(3)のとおりで、これ
を合計すると金二、二八二、八八七円となる。
(1) 豆腐、厚揚、薄揚の売上高
右製品の主要原料である大豆の使用数量を、原告の申立に基いて右の各製品別に区
分し、各製品毎の大豆使用数量に、それぞれの大豆一升当りの製造量を乗じて各製
品毎の出来高を求め、これを卸、小売に区分し、それぞれの販売単価を乗じて各製
品別の売上高を算定した。
     豆腐売上高金一、〇三一、七四五円・・・・・・・(1)
大豆の使用数量は五、〇七〇升(原告申立数量)であり、大豆一升当りの豆腐製造
量は一一丁で、原告方における卸売と小売の販売比率は卸売三に対して小売七の割
合であり、一丁当りの販売単価は卸売が一五円、小売が二〇円であるから、豆腐売
上高は左の算式により金一、〇三一、七四五円となる。
11丁×5、070=55、770丁・・・・・・・・・・・総製造数量
15円×55、770×0.3=250、965円・・・・・・・卸売売掛金
20円×55、770×0.7=780、780円・・・・・・小売売掛金
250、965円+780、780円=1、031、745円・・・豆腐売掛金
(ロ) 厚揚売上高金三〇三、九九六円・・・・・・(2)
大豆使用数量は一、四七〇升(原告申立数量)であり、大豆一升当りの厚揚製造量
は四四枚で、卸売と小売の販売比率は同じく三対七であり、一枚当りの販売単価は
卸売四円、小売五円であるから、厚揚売上高は左の算式により金三〇三、九九六円
となる。
44枚×1、470=64、680枚··総製造数量
4円×64、680×0 3=77、616円··・卸売売上高
5円×64、680×.07=226、380円・・小売売上高
77、616円+226、380円=303、996円・・豆腐売上高
     薄揚売上高金七〇〇、七〇〇円・・・・・・・(3)
大豆使用数量は二、八〇〇升 (原告申立数量) であり、大豆一升当りの薄揚製造量
は五五枚で、卸売と小売比率は四五対五五であり、一枚当りの販売単価は卸売四円、小売五円であるから薄揚売上高は左の算式により金七〇〇、七〇〇円となる。
55枚×2、800=154、000枚・・・・・・・・総製造数量
4円×154、000×0. 45=277、200円・・・・卸売売上高
5円×154、000×0. 55=423、500円・・・・小売売上高
277、200円+423、500円=700、700円····薄揚売上高
     コンニヤク売上高金一六九、五〇〇円・・・・・・・(4)
(3) カマス売上高金五、〇八九円・・・・・・・(5)
オ カラ売上高金七一、八五七円・・・・・・・(6)
カマスは、前記(1)の各製品の主要原料である大豆の入つている袋であり、オカ
ラは豆腐製造の際の副産物であるから、その売却による売上金額はいずれも大豆の使用数量に比例するものと考えられる。そこで、昭和四〇年度のカマス売上高金五、一〇〇円オカラ売上高金七二、〇〇〇円(右いずれも原告申立額)に、それぞ
れ原告の昭和三八年度の大豆使用数量を昭和四〇年度の大豆使用数量で除して得た
数値を乗ずれば、昭和三八年度の各売上高が推計される。
     所得金額六一九、〇九三円および必要経費金一、五一六、二九四円につい
て
所得金額は、前記収入合計金額二、二八二、八八七円に、原告と同業種の事業を営
む納税者のうち、青色申告者で原告と同規模同程度のもの(以下類似同業者とい
う)の平均所得率〇、三五九八を乗じて推計し、この推計額から専従者控除一四
七、五〇〇円を控除して算出した(左記算式のとおり)。
2、282、887円0.3598=821、382円
右推計に用いた平均所得率算定の基礎となつた類似同業者の詳細は次のとおりであ
る。
<略>
従つて必要経費は、収入金額二、二八二、八八七円から、前記金八二一、三八二円
```

を差引いて算出される金一四六一、五〇五円となる。 2、282、887円-821、382円=1、464、505

円・・・・・・・・・必要経費 (大豆使用数量による推計) 原告の営む豆腐製造業における収入金額は、大豆の使用数量に比例するものと考え られるので、原告の大豆使用数量に前記3掲記の類似同業者の使用大豆一斗当りの 収入金額の平均値を乗ずる方法により、原告の所得金額を推計すると、左のとおり 算出される。 の一斗当り収入金額三、五一四円 (3、717、000円÷1、057斗) "三、四五九円 (2、771、000円÷ 801斗) Α В 二、八九九円 (3、001、000円÷1、035斗) С D 、八〇一円(3、935、000円÷1、035斗) BCDの大豆一斗当り収入金願の平均値 Α 三、四一八円 3, 右の収入金額に前記3掲記の類似同業者の平均所得率〇、三五九八を乗じ、さらに 専従者控除額一四七、五〇〇円を減ずると、原告の所得金額は金一、〇〇一、-九円となる。 (実調資料による推計) その後大阪国税局長において、大阪国税局管内の全税務署八三署のうち、 大蔵省組織規定上種別「A」とされている税務署四三署管内の豆腐製造小売業者の 中で、昭和三八年度分所得内容の実額調査(青色申告の納税者については実地調 査、白色申告の納税者については収支実額調査)を行つた一二事例の全部について、収入金額、所得率及び大豆仕入数量を収集した結果、別表のとおりの資料(以 下実調資料という)が得られた。 右実調資料によれば、所得率の平均値は〇、三三九六(一二件平均)、大豆一斗当 り収入金額の平均値は三、二三三円(一〇件平均)である。 (実調率の合理性) 右(一)記載の所得率等(以下実調率という)は、次の諸点からみて合理的であ る。 すなわち、算出基礎資料は、豆腐製造小売業を営む個人事業を対象とし、青色申告 者については実地調査、白色申告者については収支実額調査を行つたもののうち、 年度の中途で開業したもの、他の業種を兼業していてその収入金額等の区分計算が できないもの、不服申立または訴訟係属中で所得金額が確定していないもの等、特 殊事情を有する納税者を除き、そのすべてを収集したものであるから、資料として 用いた事業者の選択には何らの恣意も加わつていない。 また、資料の内容は実地調査あるいは収支実額調査の結果により正確な数値を把握 したものであり、かつ納税者もその正当性を承認しているものであるから、これら 同業者から得られた資料は確実なものである。 (実調率適用の合理性) 豆腐製造小売業においては、製造方法は共通であり、販売面においても一般的に製 品の運搬が困難なため、主として店舗周辺に居住する固定した客を対象としてお り、各製品の販売価格もほぼ同一であるから、収入金額は大豆の使用数量にほぼ比 例し、所得も概ね収入金額に比例するものと考えられる。従つて原告の業態が通常の同業者に比較し特別に異つていると認められない本件において、前記実調率を原 告に適用することは合理的である。 (四) そこで、前記実調率を原告に適用すると、左の算式のとおり、所得金額は 金九二四、五一一円となる。 3、233円×934(斗) (原告の大豆使用量料)=3、019、622 円・・・・・・・・・・・・収入金額 3、019、622円×0.3396(所得率)=1、025463円 以上のとおり、第3、4、5項掲記のいずれの方法によつて推計しても原告の 6 所得は更正処分の額を超えることになり、その範囲内でなされた本件処分に違法は

四 被告の主張に対する原告の答弁

ない。

1 被告の主張第1項は争う(原告の主張は請求原因第4項(一)記載のとおり)。

```
否認する。
3 同第3項(一)のうち、コンニヤク売上高及び豆腐、厚揚、薄揚の各製品別大
豆一升当り製造量、卸売、小売の各販売単価は認める。
豆腐、厚揚、薄揚の各製品別の大豆使用数量、卸売と小売との比率及び各売上金額
はいずれも否認する。
なお、豆腐、厚揚、薄揚について、同第3項(一)(1)記載の方法によつて売上
高を推計すること自体は争わない。カマス、オカラの各売上高は否認し、その推計
を争う。原告は昭和三八年度にはオカラを年月三〇〇〇円の約束で全部aに販売し
ていたが、昭和四〇年度には右販売価格は毎月六、〇〇〇円に値上げされていたも
のである。従つて被告のオカラ売上高の推計方法は合理的ではない。
原告の昭和三八年度の収入金額は次のとおりである。
原告は昭和三八年度に大豆二〇八本を仕入れたが大豆一木から大豆の不良品、ゴミ
などを取除くと、原料として使用できるのは約四・三斗余であるから右仕入大豆からは約九、〇〇〇升の原料大豆が取れ、それを豆腐、厚揚、薄揚の各製品に加工して販売した。右製品の卸売と小売の比率は、卸売四に対して小売六の割合であるか
ら、その売上高は左の(1)ないし(3)記載のとおりとなる。また右製品以外の
ものの売上高は左の(4)ないし(6)記載のとおりである。
    豆腐売上高金 九五〇、五八〇円
11 \text{ T} \times 4、801 (升) = 52、811
丁・・・・・・・・・・・・・・・総製造数量
15円×52、811(丁)×0.4=316、860円・・・・卸売売上高
20円×52、811(丁)0.6=633、720円・・・・・小売売上高
316、860円+633720円=950、580円・・・・豆腐売上高
(2) 厚揚売上高金
                二七三、四八〇円
44枚×1、450(升)=63、800枚·····
総製造数量
4円×63、800(枚)×0. 4=102、080円・・・・・卸売売上高
5円×63、800(枚)×0.6=191、400円・・・・小売売上高
102、080円+191、400円=273、480円・・・・・・厚揚売
上高
               七〇〇、七五〇円
(3)
     薄揚売上高金
55枚×2、750(升)=151、250枚····
量
4円×151、250(枚)×0. 4=247、000円・・・・卸売売上高
5円×151、250(枚)×0.6=453、750円・・・・・小売売上高247、000円+453、750円=700、750円・・・・・薄揚売上
高
     コンニヤク売上高金
(4)
                   一六九、五〇〇円
     オカラ売上高金
(5)
                 三六、〇〇〇円
                 五、九七〇円
     カマス売上高金
以上の(1)ないし(6)の各売上高の合計金二、一五六、二八〇円が原告の昭和
三八年度の総収入金額である。
4 同第3項(二)の推計は争う。
原告が支出した必要経費の明細は次のとおりである。
(1)
     仕入高金一、一五八、八五〇円
              七二五、七〇〇円
うち(イ)大豆
             二九六、七五〇円
(\square)
             一三六、四〇〇円
     コンニヤク
(11)
     コンニ、グ
仕入高以外の経費 四二二、七二八円
消耗品費 四八、二一〇円
 (2)
 (1)
                  三六、三四〇円
     包装費
 (\square)
                  三盆、三八百円
(二)
(二)
     公租公課
                   七、八〇〇円
     火災保険
                  二三、四〇〇円
 (木)
     機械修理費
                    六、000円
     通信交際費
 (^)
 (h)
     油
                   二六、〇〇〇円
(チ)
     水道費
                    四、〇〇〇円
```

同第2項のうち、専従者控除額は認めるが、収入金額、必要経費、所得金額は

(リ)電気代三三、八八〇円(ヌ)償却費九〇、九八三円(ル)雑費二二、八三五円

従つて原告の所得金額は、前記収入金額から右必要経費及び専従者控除額一四七、五〇〇円を差引いた残額四二七、二〇二円である。

第三 証拠(省略)

〇 理由

請求原因第1、2、3項の事実は当事者間に争いがない。よつて、本件処分に違法事由があるかどうか判断する。

2、次に、本件処分に原告の所得を過大に認定した違法があるかどうか判断する。 (1) 証人dの証言、ならびに原告本人尋問の結果(一、二回)によれば、原告は昭和三八年当時の収支を正確に記載した帳簿を全く備えておらず、収支を裏付ける請求書、領収書等の書類も一部しか保存していなかつたことが認められるから、収入金額必要経費ともに実額をもつて把握することは不可能であり、両者ともに推計によつてこれを認定する必要があつたものといわなければならない。

(2) よつて、次に、被告の主張第3項(一)(原告の収入金額)について判断する。

(一) 豆腐、厚揚、薄揚の売上高

薄揚売上高が金七〇〇、七五〇円であることについては、原告の自認するところであり、豆腐、厚揚の各製品別の大豆一升当り製造量、卸売、小売の各販売単価及び、豆腐、厚揚の各売上高を被告の主張第3項(一)(1)記載の方法で推計すること自体は当事者間に争いがない。

証人はの証言により細書部分の成立が認められ、その余の部分については成立に争いがない乙第一号証に右証言を綜合すると、原告の昭和三八年度の大豆使用数量は、豆腐につき五、〇七〇升、厚揚につき一、四七〇升、薄揚につき二、ないまであったこと(右認定に反する原告本人尋問の結果(一、二は採用しない・五、小売五・五の割合であると申し立てたが、原告の店舗を調査したといるが記したので、はは右訂正した事実と、原告の店舗を調査したとの状況、及び同人が以前豆腐屋につき調査した経験による勘等から、原告の販売との状況、及び同人が以前豆腐屋につき調査したよる勘等から、原告の販売と割らの状況、入りであると記定したことがそれぞれ認められる。右認定事実により自認したとが右のような販売割合を認定したことについては合理的根拠を認めることが右のような販売割合を認定したことについては合理的根拠を認めることが右のような販売割合を認定したことについては合理的根拠を認めることが右のような販売割合を認定したことについては合理的根拠を認めることが右のような販売目である。

そこで右に認定した数額及び前示争いのない数額に前示争いのない推計算式をあて はめると、各売上高は次のとおりとなる。 (イ) 豆腐売上高金一、〇二二、四五〇円

11丁×5、070(升)=55、770丁・・・総製造数量

15円×55、770(丁)×1/3=278、850円・・・・・卸売売上高 20円×55、770(丁)×2/3=743、600円·····小売売上高 278、850円+743、600円=1、022450

円・・・・・・・・豆腐売上高

厚揚売上高金三〇一、八四〇円  $(\square)$ 44枚×1、470(升)=64、680枚・・・・・・・・・総製造

4円×64、680(枚)×1/3=86、240円····· 上高

5円×64、680(枚)×2/3=215、600円・・・・・ 小売売上高

86、240円+215、600円=301、840円・・・・・ 厚揚売上高

- コンニヤク売上金は当事者間に争いがない。 (=)
- カマス売上金、オカラ売上金

カマス売上高が金五、九七〇円であることは原告の自認するところである。 証人eの証言によれば、オカラは豆腐の原液である豆乳をしぼり出す時に産出する 残滓で豆腐製造の際の副産物であることが認められるから、その産出量及び売却代金は大豆の使用数量に比例するものと考えられる。従つて、昭和四〇年度のオカラ売上高に、昭和三八年度の大豆使用数量を昭和四〇年度の大豆使用数量で除して得 た数値を乗ずることにより、昭和三八年度のオカラ売上高を算定するという被告主 張の推計方法は昭和四〇年度と昭和三八年度との間のオカラ販売価格の変動等の特 段の事情のない限り合理的なものというべきである。原告は、昭和三八年にはオカ ラを月ぎめ三、〇〇〇円で全部 a に販売していたが、昭和四〇年には右販売価格は毎月六、〇〇〇円に値上げされていたと主張するところ、右主張に添う甲第五号証の記載ならびに原告本人尋問の結果(一回)によつては右事実を確認することがで きないのみならず、右証拠は証人eの証言に対比して措信できず、他に右原告主張 事実を認めるに足る証拠はない。そうすると、昭和三八年度と昭和四〇年度のオカ ラ販売価額には変動がなかつたというほかはないところ、前掲乙第一号証、黒字部 分につき成立に争いのない乙第二号証、証人f、およびdの証言を綜合すると、原 告の昭和三八年度の大豆使用数量は九三四斗、昭和四〇年度の大豆使用数量は九三 六斗((204本×4斗5升=918斗、15本×1斗2升=18斗、合計936 斗) であることが認められるから、昭和四〇年度の大豆使用数量に対する昭和三八 年度のそれの比率は

934斗÷936斗=0.9978

であり、前記乙第二号証によつて認められる昭和四〇年度のオカラ売上高金七二 ○○○円に右数値を乗ずれば、昭和三八年度のオカラ売上高は金七一、八四一円と 推計される。

(四) 右に認定した各売上高及び争いのない各売上高を合計すると原告の昭和三八年度の総収入金額は二、二七二、三五一円となる。 (3) そこで次に、被告が第3項(二)において主張する、所得金額および必要

経費の点について判断する。

被告は右主張において、原告の収入金額に、原告と同業種の事業を営み、事業規模 が原告と同程度の青色申告納税者(以下類似同業者という)の所得率の平均値(平 均所得率)を乗ずる方法で所得額を推計しているところ、本件において被告の主張 する類似同業者ABCDの平均所得率を推計の基礎として用いることが許されるか

グラが検討する。 どうか検討する。 およそ、ある事業者の所得金額を算定するにあたり、その支出した必要経費の額を つれた、ころ無性セステムができない場合には、通堂必要経費の額は総収入金額に 実額をもつて把握することができない場合には、通常必要経費の額は総収入金額に 比例するものと考えられるから、その事業者の総収入金額に同種、同規模、同程度 の同業者の所得率の平均を乗じて所得金額を推計することは、特段の事情のない限 り、合理的な推計方法であるというべきである。

しかしながら、右推計方法が合理的であるためには、当該事業者の所得を算定する 基礎として用いる類似同業者の選択が合理的になされていることが不可欠の前提で あるから、その同業者の実在性、データの正確性はもとより、その営業規模、営業内容、立地条件等、所得に影響を及ぼす諸条件を、当該事業者のそれと比較して、両者の類似性が明確に立証された後でなければ、これを推計の基礎とすることはできないものといわねばならない。

- (4) 被告は、原告の大豆使用数量を基礎として、これに前示ABCD四名の使用大豆一斗当りの収入金額の平均値を乗ずる方法により、原告の収入金額を主張しているけれども、右推計の主張が許されないことは、右3において説示したところと同様であるから、これを排斥する。
- (5) 次に被告は、第5項において実調率による推計を主張するのでこの点について判断する。

被告は、右主張において、豆腐、厚揚、薄揚の主要原料である大豆の使用数量に、実調資料によつて得られた同業者の大豆一斗当り収入金額を乗じて収入金額を算出し、さらに右収入金額に同じく実調資料によつて得られた同業者の平均所得率を乗じて所得金額を推計しているところ、右のように原材料の使用数量を基準として所得金額を推計する方法は、豆腐製造販売業のように、製造方法が各業者共通で単位原料当りの製品出来高もほぼ同一であり、販売価格もほぼ共通であるという業種(以上の事実は証人eの証言、原告本人尋問の結果によつて認められる)にあつては、収入金額、所得金額ともに原材料たる大豆の使用数量に比例すると考えられる

ているもので収入金額、差益金額及び標準外経費控除前所得金額の明らかなものを含む)、(3)調査票作成時において不服申立または訴訟係属中でないこと、の三条件に該当する納税者であること、右に該当する納税者のすべてについて、前示各税務署長において、その収入金額、所得金額、差益金額、従業人員等及び特に豆腐製造小売業については、年間大豆仕入数量を調査し、その結果に基いて同業者調査票を作成したこと、大阪国税局長は右同業者調査票を各業種毎に集計し、算術平均によりその平均値を算出し別表記載のとおりの結果が得られたこと、大阪国税局長

が同業者調査票の選出を求めた前示A級署四三署のうち、豆腐製造小売業につきまる調査票の提出があつたのは九税務署であり、その余の税務署からは該当者ならして提出がなかつたこと、業者数でいえば、同業者調査票の提出があつたの市内の業者は九例(うち大豆仕入数量の記載のあるもの一〇例)、そのうち大阪下の業者は九例(うち大豆仕入数量の記載のあるもの七例)であること、所得率にで前者は後者の二倍を超え、他の例はその間にばらばらに分布している(二〇パーセント台三例、五〇パーセント台一例、五〇パーセント台一例、五〇パーセント台一例、最低値が二、一三三円でやはり前ろと、大豆一斗当りの収入金額については、高値が四、他の例は、一の一人最低値が二、一三三円でやはり前者は後者の約二倍の〇円台六の上での場合にばらに分布している(二、〇〇〇〇円台三例、三、〇〇〇円台六のはのが一世の一人前記調査の対象は豆腐製造小売業として抽出したがのの高額を可力が表してが一たものではなり、前記調査の対象は豆腐製造小売業とは小売の占める割合が五〇パーセントのものを区別して所得率や大豆一斗当り収入金額を割合が五〇パーセントのものではない売とを区別して所得率や大豆一斗当り収入金額を割合が五〇パーセントのものではないできる。

石事実によれば、前記同業者調査票の作成過程においては何ら税務署側の恣意は加 わつておらず、別表記載の実調資料は一応客観性を有する調査資料であると認めら れる。

しかしながら、大阪府豆腐油揚商工組合に対する当裁判所の調査嘱託の結果によれば、大阪府下のみにおいても豆腐製造れたこの名存在、ことが認用されてある、五六〇名存在、工とが認用されたののであるから、前記調査が施行ると明元のは、大阪府であることが施行るであるである。ことが施行るである。ことが施行るという。であるな存在では一半のでは、前記調査では、一年で、1000年のでは、1000年で、100年で、

三、そうすると、本件においては被告の主張する必要経費の立証がないことになり、結局原告の自認する金一、五八一、五七八円をもつて必要経費と認めるほかはない。従つて原告の所得金額は、前示三(2)に認定した収入金額二、二七二、三五一円より、右必要経費及び当事者間に争いのない専従者控除額一四七、五〇円を控除した後の金額である金五四三、二七三円であるといわねばならない。よつて、原告の本訴請求中、総所得金額五四三、二七三円を超える更正処分の取よって、原告の本訴請求中、総所得金額五四三、二七三円を超える更正処分の取消、ならびにこれに対応する過少申告加算税の賦課処分の取消を求める部分を正当として認容し、その余の部分を失当として棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法九二条本文を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 下出義明 辰己和男 柳田幸三)

<略>